

諮問番号：平成28年度諮問第6号  
答申番号：平成28年度答申第5号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇市〇〇区保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成28年5月26日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

##### （1）審査請求書における主張の要旨

本件処分について不服なので審査請求する。平成28年5月26日付けの処分庁の処分について、生活保護費の減額により生活が不安定になる為に申し立てる。

日本国憲法第25条、法第8条、社会福祉法（以下「社福法」という。）第15条、社福法第18条、社福法19条及び福祉六法にそれぞれ違反したことを理由とし、生活保護費（住宅扶助費及び生活扶助費）の増額及び福祉業務の改善を求める。

##### （2）審査請求書と同時に提出した反論書における主張の要旨

ア 生活保護費（生活扶助費及び住宅扶助費）が、段階的に減額されていており、本件処分に対して、下記のとおり反論する。

イ 1カ月分の生活扶助費が、最低約8万円程が必要なのに対し、〇〇市等の〇級地-〇での生活扶助費1カ月分の最低約9万円程が望ましいが、本件処分により、生活が苦しくなる。

ウ 平成28年6月分の生活保護受給詳細は、生活扶助費（ア基準額：79,230円、イ加算額17,530円）、住宅扶助費（40,000円）、障害基礎年金2級（年金機構支払：1ヶ月分65,008円）である。

エ 審査請求人は幼児期から障害者であり、社会での通常の生活が困難である。障害者が病状を崩さない為にも生活の安定を前提とする。労働不可の状態で障害があるのですぐに就職する事が困難な状態である。持続した生活水準を

維持する事が病気の悪化を防ぐ為の対策にもなる。現在の日本では、多様化した社会の中で、障害や病気を抱えている生活保護受給者に対する偏見をなくす取り組みが必要だと思う。

#### オ 審査請求に至る詳細内容

(ア) 平成28年5月17日火曜日(15:00頃)、処分庁のケースワーカー、職員及び警備員の名目(立会人)(以下「立会人」という。)の3名が審査請求人宅を訪問した。その際、審査請求人は、立会人の住居内への立入りに関し、断りたかったが申請が遅れてしまうと生活に支障が出る為、やむを得ず3名を入室させた。立会人のような社会福祉主事任用資格のない者が生活保護の業務(家宅訪問での入出)に少しでも携われれば社福法(第15条、第18条、第19条)及び福祉六法違反となる事を指摘したい。

また、立会人は、家宅訪問が終了し部屋を出る際に、廊下側で周りの住民の部屋に聞こえるほど大きな声で挨拶して退出したが、控え目な声で静かに出て行ってほしい。

(イ) 平成28年5月17日火曜日(16:45頃)、上記(ア)の違法性について処分庁の本庁に問い合わせたところ、違法性はないとの回答であった。

(ウ) 例えば、市民の立場から見れば、ケースワーカーが自身の身の安全を守りたい為であれば、税金を使って立会人を同行させるのではなく、ケースワーカー自身の実費負担で立会人を配置して頂きたい。又、立会人を一度配置してしまうと、ケースワーカーの性別にかかわらず、常に立会人を配置することとなり税込コストが必要になる。審査請求人は、立会人の同行は初めてで大変驚いた。処分庁及び本庁の運用管理状態とコミュニケーション能力に問題が有ると思う。

(3) 平成28年8月10日付けで、審理員は請求人に対し、(1)及び(2)のアで請求人が主張する生活保護費の減額について、過去のどの処分と比べて減額されたのか明確にするよう質問を行い、同月15日、回答書を受理した。

回答書には、「①生活保護に対して、「国の制度」に関しての内容(倫理的要素)、②具体的には、過去にも前実施機関に対して減額の審査請求及び再審査請求を行ったが棄却された、③〇〇市に対しての感情論では無く、「国家と〇〇市」に対しての審議、④〇〇市からの弁明書を読めば理解できると思うが厚生労働省から段階的に減額されている事の審議。(法令的要素)、⑤〇〇市や国家が法令違反があるかどうかの審議、⑥「制度に妥当性」があるかという審議。(学術的要素)」との記載がある。

(4) 審査請求人から大阪府行政不服審査会に提出のあった主張書面における主張の要旨

- ア 生活保護費（生活扶助費及び住宅扶助費）が制度的に減額されており、住宅扶助費を減額すれば家賃料内の共益費等で生活扶助費が圧迫されてくるので、生活が苦しくなるとともに、消費税の負担が生活に響くこと。
- イ 生活保護制度に違和感があり「倫理的、法令的、学術的」に審理していくこと。
- ウ 法令上違法性のある事案を改善していくこと。
- エ 生活保護申請時に多くの資料を記載させ、申請を難しくしている事案に対し審理していくこと。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、平成28年5月の保護開始決定時の医療扶助に加え、同年6月からは生活扶助及び住宅扶助も併せて保護を行うものとし、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づき、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 請求人は、障害者が病状を崩さない為には生活の安定が必要で、〇〇市等では1か月分の生活扶助費は、最低約9万円程が望ましいにもかかわらず、厚生労働省は保護費を段階的に減額しており、これは健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法第25条違反であり、法第8条にも違反する旨主張する。

しかしながら、保護基準は法第8条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は法令及び法令に基づく保護基準（以下「法令等」という。）に則って処分を行ったものである。

なお、この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている。（最高裁判決昭和42年5月24日 昭和39年（行ツ）第14号）

したがって、本件処分は法令等に基づいてなされた処分にすぎないことから、本件処分について何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

(3) また、請求人は、家庭訪問時に、社会福祉主事任用資格のない警備員の名目の者が、請求人宅に入室するという生活保護の業務に携わったことは社会福祉法違反である旨を主張するが、これは請求人に対する処分庁の対応の仕方に関するものであり、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求の対象となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

#### 第4 調査審議の経過

平成28年10月7日	諮問の受付
平成28年10月12日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：11月2日 口頭意見陳述申立期限：10月19日
平成28年10月17日	第1回審議
平成28年10月18日	審査請求人から主張書面を受領
平成28年10月31日	第2回審議
平成28年11月7日	第3回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

本件処分は、法並びに法第8条第1項及び第2項の規定により厚生労働大臣が定めた保護基準に従い行われたものであり、これに違法又は不当な点は認められない。

また、生活保護制度に対する不服などの審査請求人のその余の主張については、いずれも本件処分の違法又は不当を理由付けるものと認めることはできない。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子